第二十九条の四第一項第二号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ロただし書中「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前条第三項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ニ　前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の四の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、「前年」の下に「。次号及び第四号において同じ。」を加え、「六百万円」を「九百一万円」に、「百二十六万円」を「一百十二万円」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前年の基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一万円以下の場合　百四十一万円

四　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。）　六十万円

第二十九条の四の三第二項中「前項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同条第六項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の三第一項第一号中「（以下この条から第二十三条の三の五まで」を「（第八項及び第九項」に、「同項第二号」を「同条第二項第二号」に、「第二十三条の三の五」を「第二十三条の三の五第一項、第三項及び第五項並びに」に改め、同条第六項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、「であつて」の下に「、当該疾病にかかることにより」を加え、「ものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてその」を「こととなるものの当該」に改める。

第二十三条の三の四第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、同項第二号中「（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ。）」を削り、「五十三万円」を「八十三万円」に改め、「、一」の下に「。次号及び第四号において同じ。」を加え、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第三号中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、「第二十三条の三の七第一項第三号」を「第二十三条の三の七第一項第五号」に、「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　療養のあつた月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員又はその被扶養者　十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四　療養のあつた月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。）　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の四第二項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、同項第二号中「七万五千円」を「十二万六千三百円」に改め、「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、「二十五万円」を「四十二万千円」に改め、同号ただし書中「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　前項第三号に規定する組合員　八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四　前項第四号に規定する組合員　二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第二十三条の三の四第三項第二号から第四号までの規定及び同条第四項第二号中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削り、同条第七項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に、「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に、「四万千七百円」を「七万五十円」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　第一項第三号に掲げる者　十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養に係る療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円）とする。